

令和8年度

いじめ防止基本方針

長浜市立小谷小学校

長浜市立小谷小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、「いじめ対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「小谷小学校いじめ防止基本方針」を策定し、市教育委員会と適切に連携のうえ、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組みます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等のための対策は、全ての児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出し、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要です。

このため、本校では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現をめざし、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。

このことを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、全ての児童を、心の通う対人関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、地域、家庭その他の関係者と一体となって継続的に取り組みます。

また、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童の豊かな人間関係の構築を図り、児童の自発的・自治的な活動を通して人権を大切にしている実践的な態度の育成を図ります。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの**早期発見**は、いじめへの迅速な対処が前提であることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ってアセスメントを行い、いじめを受けた児童の立場に立って速やかに的確な関わりをもちます。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が一人で抱え込まずに安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を学校が中心となって充実させます。

(3) いじめへの早期対応・組織的対応

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、関連する児童から事情を確認し「いじめ防止対策委員会」において直ちに**組織的**に対応し、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

さらに、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素から全ての教員の間で、本校のいじめ防止基本方針の徹底を図ります。

2. いじめ防止対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ防止対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

①役割

ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する

イ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

ウ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの**未然防止**等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う

- エ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- オ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の**組織的対応**を行う
- カ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- キ) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ク) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの**未然防止**等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

②構成員

いじめ防止対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、児童会主任、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

③関係する部会や委員会等との連携

いじめの**未然防止**等の取組の実施に当たっては、本校の2部会（生活・活動を育む部会、学びを育む部会）や人権教育推進委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの**未然防止**のための取組

ア) いじめについての共通理解

- ・ いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とし、障害に対する教員の理解不足が児童の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進します。
- ・ 平素から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有します。
- ・ 全校集会や学級活動等を通じて教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成します。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養います。
- ・ 児童が自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に解決していける力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努めます。

ウ) いじめが行われないための指導上の留意点

- ・ 児童一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・ 人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

エ) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍でき、自己有用感や自己肯定感を高める機会の設定に努めます。

オ) 児童自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ・ 児童会等の活動により、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの未然防止を呼びかけるような取組ができるよう支援します。

カ) 家庭や地域との連携

- ・ 家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問、地域懇談会や学校通信などを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図ります。
- ・ 学校運営協議会の場をはじめ、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けます。

(2) いじめの**早期発見**のための取組

- ・ 日常的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制を作ります。
- ・ 休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて児童の様子を把握します。
- ・ 年2回の教育相談月間をもうけて、全ての児童との個別の教育相談を実施し、児童の心のケアに努めます。
- ・ 教育相談主任や生徒指導主任を中心に、教職員間の情報共有を図ります。
- ・ 学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施します。
- ・ 家庭訪問や保護者面談をして、いじめの早期発見につなげます。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知します。

(3) いじめへの**早期対応・組織的対応**

ア) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告します。

- ・ 報告を受けたいじめ防止対策委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処します。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

イ) いじめを受けた児童またはその保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童の立場に立って受容的に事実関係を聴取します。
- ・ 家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝えます。
- ・ 複数の教職員で当該児童を見守ります。
- ・ 教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ・ いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。
- ・ 聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供します。

※いじめが「解消している」状態を次の2つの要件が満たされていることとし、教職員は注意深く被害児童を日常的に観察します。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月以上ないこと
- ②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

ウ) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
- ・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ・ 児童のプライバシーに十分留意して対応します。
- ・ 孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下に指導を行います。
- ・ 警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

- ・ 教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

※教職員は、加害児童について日常的に注意深く観察します。

エ) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをした上で、自分の問題として捉えさせます。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ・ 学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、**未然防止**に努めようとする態度を育てます。
- ・ 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を大切にする集団づくりを進めます。
- ・ 必要に応じ、学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。
- ・ 学年の進んだ取組を学年や学校全体に広げ、再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア) ネット上のいじめの**未然防止**、**早期発見**のための取組等

- ・ 教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
- ・ 児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
- ・ 児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
- ・ 保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。

イ) ネット上のいじめへの対処

- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

(5) その他

ア) 校務の効率化

- ・ 一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図ります。

イ) 学校評価

- ・ いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組みます。

ウ) 教職員の人事評価

- ・ 日頃からの児童理解の状況、いじめの**未然防止**等に関する個々の取組や組織的な取組が評価されるようにします。

第3 その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

策定した学校基本方針や年間計画は、P D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針を学校のホームページなどで公開します。

(3) 重大事態への対処

◆重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

◆重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

◇いじめ解消に係る見取り

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

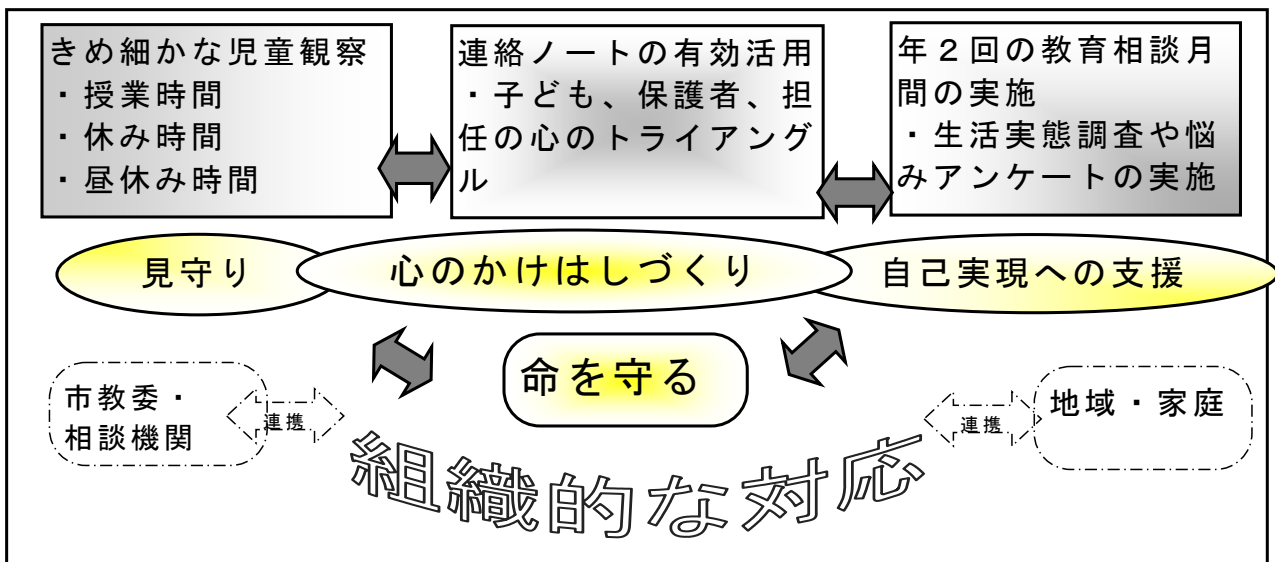
小谷小学校・指導の基本姿勢

【資料1】

いじめは、理由の如何にかかわらず「人間として絶対に許されない行為」であり、全職員が自らの課題として切実に受けとめ、徹底して取り組む重要課題である。しかしながら、その本質は表面化しにくく、根の部分に関わりにくいものである。

そのため、学校として未然防止と早期発見・早期対応にむけ「報告・連絡・相談」を密にした組織的な取組を推進していく。

【いじめの未然防止と早期発見・早期対応、組織的対応】



(1) きめ細かな児童観察

- 授業時間の見守り…担任が気がついたことは、「かくさず」「すぐに」、管理職・教務主任・教育相談主任・生徒指導主任に連絡する。
- 休み時間の見守り…従来通り、授業者は数分前に教室へ、授業が終わればすぐに職員室に戻らず廊下等で児童のようすを見る。
- 昼休みの見守り…子どもたちのサインが一番でやすい時間帯。できるだけ子どもの近くに。簡単な相談活動。

(2) 連絡ノートの有効活用

連絡ノート（児童連絡帳）は、子どもたちや保護者と担任との「大切なこころのかけはし」になっている。担任を中心にていねいに目をとおし、子どもたちのつぶやきを受け止めることが肝要である。気になることがあれば、「すぐに」学級担任・生徒指導・管理職に報告・連絡する。

(3) 教育相談の充実～アンケートの実施

年間2回の教育相談月間の充実をはかる。（1学期、2学期）
事前に生活実態調査や悩みアンケートを実施し、相談活動が有効に行われるよう配慮する。

(4) 組織的対応（取組）

- ・早期発見・早期対応の原則のもと、マニュアルに基づいて組織的な対応を進める。
- ・生徒指導委員会が中核となり、基本方針・対応・指導方法等の検討をおこなう。
- ・方針に従い、学校としての毅然とした指導をおこなう。
- ・児童、保護者の思いを受容し、誠意を持って指導にあたる。

【いじめへの問題行動マニュアル】

- ・事実確認をしっかりとる。・やった行為については厳しく指導し、内省させる。
- ・加害側の保護者に詳細を速やかに連絡する。
- ・被害側の保護者にも連絡し、今後の指導等について話し合う。
(場合によっては、加害者側・被害者側同席での指導も必要である。)
- ・被害児童のケアを慎重に行う。
- ・同じ学級であれば、学級の間人関係等、学級経営の立て直しを図る。
- ・事後も保護者との連携を継続する。

いじめ情報

①情報を集める

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。

連携

教育委員会等との連携
◇市教育委員会
TEL 65-8605
◇市家庭児童相談所
◇民生委員・児童委員
◇長浜警察署

③-1 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

③-2 保護者と連携する

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

④今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。